

# 大さん通信

発行：JR東海労新幹線関西地本  
編集：年休裁判プロジェクト  
2018年3月21日 No.2

## 素直に謝りましょう！

### 勝手に年休にしといて、社員の責任にしたらダメです！

3/7の創刊号で、「申し込んでない年休が出た」問題を取り上げました。私たちの調査によって会社は、大阪第二運輸所の相当の数の社員に対して「申し込んでない年休」を発給していることが明らかになりました。

ところが3/7に労基署へ相談するとその翌日に突然、職場に運転科掲示が貼り出されました。その内容は、「3月17日以降、年休申込みについては予備月と同じように暦日単位で行うよう周知してきたところであるが、3月が交番月の者の一部において通常月同様、乗出日・非番いずれかのみに申込みを行うケースがあった。通常月の運用に準じ、泊行路については2暦日にわたって年休申込みがあったものとして勤務繰配を行っている。」という理由で勝手に「年休」を発給したと説明しています。しかし、2月1日の掲示には、3月年休申込み方法は「暦日単位」でと周知したのは会社です。これではまるで社員が間違っただけのような内容です。間違っただけの責任は誰でしょうか。素直に謝るべきです！

掲示はさらに「これに伴い、暦日単位で年休申込みをしなかったが、上記の取扱いにより年休が指定されてる日について、年休が不要な場合は運転科長まで申し出られたい。」とし、“年休の取り消しを希望するなら聞いてやる”的な説明に加えて“出向いてこい”という上から目線の受け止めしか出来ない、誰が見てもおかしい掲示です。

**教えてあげましょう！** 出にくい年休がもらえて休暇としたい社員が大半ですから、本来掲示に書くなら、【申し込んでない年休が発給されてる方で年休を希望される方は後日、時季指定をお願いします。】と書くべきですね。

会社は、社員から指摘された掲示の誤りや、時季指定してない年休の誤りにはいっさい触れず、謝罪や恥ずかしげもなく「年休が不要な場合は申し出る」とした掲示により何もなかったかのように誤魔化そうとしているのです。

**年休は労働者(社員)の権利ですから、  
会社の好き勝手には出来ません！**